

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
  - (g) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等  
がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得  
したもの
  - (h) (g) 以外のもの

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

- { (ハ) 新築 }
- { (ニ) 取得 }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

新築又は取得した者の住所	
新築又は取得した者の氏名	
家屋の所在地	海部郡蟹江町
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

愛知県海部郡蟹江町長

横江 淳 一

(注) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。